

## 議 事 日 程

平成29年4月24日（月曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

専第2号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

専第3号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第9号）

専第4号 平成28年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）

専第5号 平成28年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）

専第6号 平成28年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）

専第7号 平成28年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）

専第8号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第35号 東白川村交流サロン設置条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第36号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第37号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）

（日程追加）

日程第7 副議長辞職の件

日程第8 常任委員会委員の選任の件

日程第9 議会運営委員会委員の選任の件

---

### 出席議員（7名）

1番 今井美和

2番 今井美道

3番 桂川一喜

4番 樋口春市

5番 服田順次

6番 今井保都

7番 安江祐策

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今井俊郎

教 育 長 安江雅信

参 事 安江良浩

総 務 課 長 安江誠

村 民 課 長 今井明德

産 業 振 興 課 長 今井稔

地 域 振 興 課 長 桂川憲生

建 設 環 境 課 長 今井義尚

教 育 課 長 安江任弘

診 療 所 事 務 局 長 伊藤保夫

会 計 管 理 者 今井英樹

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局  
次長 安江由次

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成29年第2回東白川村議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、1番 今井美和君、2番 今井美道君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と限ることに決定しました。

---

◎承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第2号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから専第8号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの7件を専決関連により一括して議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。平成29年4月24日提出、東白川村長。

記1. 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（別紙）。2. 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第9号）（別紙）。3. 平成28年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）（別紙）。4. 平成28年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）（別紙）。5. 平成28年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）（別紙）。6. 平成28年度東白川村国保診

療所特別会計補正予算（第5号）（別紙）。7. 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（別紙）でございます。

**○議長（服田順次君）**

村民課長 今井明德君。

**○村民課長（今井明德君）**

専第2号、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。平成29年3月31日、東白川村長。

1. 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

次のページをごらんいただきたいと思います。

東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。東白川村国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

1 ページでございます。

基本、左側が改正案、右側が改正前となっております。

今回の改正につきましては、平成29年税制改正の大綱におきまして国民健康保険の被保険者間の保険税の負担の公平の確保及び中・低所得者層の保険税の負担の軽減を図るため、5割軽減、2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が平成28年12月22日に閣議決定されたことを受けて、平成29年2月22日に国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴うものです。

改正案ですが、国民健康保険税の減額、第23条、5割軽減世帯の所得判定基準を定める第2号中の「26万5,000円」を「27万円」に改めます。また、2割軽減世帯の所得判定基準となる同条第3号中の「48万円」を「49万円」に改めるものです。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則。施行期日、第1条、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

経過措置、第2条、この条例による改正後の東白川村国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

**○議長（服田順次君）**

総務課長 安江誠君。

**○総務課長（安江 誠君）**

続きまして、補正予算のほうをお願いいたします。

専第3号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第9号）。平成28年度東白川村一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,424万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,300万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正) 第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成29年3月31日、東白川村長。

1枚、めくっていただきまして、第1表の歳入歳出予算補正の説明を省略させていただきまして、6ページの第2表 地方債補正をごらんいただきたいと思います。

第2表 地方債補正。

限度額の変更でございます。起債の方法、利率、償還の方法には変更ございませんので説明を省略させていただきます。

起債の目的、公共事業等、変更前限度額3,320万円、変更後2,070万円、2,250万円の減額でございます。自然災害防止事業、変更前3,430万円、変更後2,290万円で、1,140万円の減額でございます。緊急防災・減災事業、変更前が3,930万円、変更後が3,710万円で、220万円の減でございます。一般補助施設整備事業、変更前が2,220万円、変更後が2,160万円で、60万円の減額でございます。過疎対策事業、3億2,660万円が変更前で、変更後が2億8,150万円で、4,510万円の減額でございます。いずれも事業費の確定によります減額調整でございます。

続きまして8ページのほうですが、事項別明細書、1. 総括のほうは省略をさせていただきます、10ページの2. 歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

3款1項1目利子割交付金、補正額が22万4,000円の減でございます。交付額の確定に伴います減額でございます。

6款1項1目地方消費税交付金、補正額713万6,000円の追加。説明のほうへ行っていただきまして、地方消費税交付金でございますが、消費税8%のうち5%分が上の段でございますして1,182万5,000円の追加、上乗せの3%分が社会保障財源交付金となりまして、そちらのほうは468万9,000円の減ということでございます。社会保障財源につきましては、財源充当が義務づけられておりますので、歳出のほうで細かく案分して充当しております。また、歳出のほうで説明いたしますのでよろしく願いいたします。

8款1項1目地方特例交付金、補正額9万6,000円の減額でございます。減収補てん特例交付金のほうが交付額の確定に伴いまして減額するものでございます。

11款1項6目農林水産業費分担金、補正額71万3,000円の追加でございます。説明のほうで、県単農業施設整備事業の分担金でございますが、大明神のパイプラインに係る地元負担金の追加の調整をしたものでございます。

11款2項6目で農林水産業費負担金のほうでございます。補正額が179万7,000円の減額でございます。県営中山間事業の地元負担金の減額ということで、事業費の確定に伴うものでございます。

12款1項3目で民生費使用料、補正額が6,000円の追加でございます。せせらぎ荘の使用料のほうで歳入が追加で見込みましたので、その分を補正しております。

13款1項3目民生費国庫負担金、補正額104万9,000円の減額でございます。児童手当の交付金のほうで事業費の確定に伴いまして、減額をしております。

13款2項2目総務費国庫補助金でございます。補正額が130万4,000円の減額でございます。説明のほうで、社会保障・税番号制度システム整備事業費補助金で中間サーバーのほうで129万7,000円の減、それから厚労省分としまして7,000円の減、それぞれ事業費の確定に伴います減でございます。

3目で民生費国庫補助金が9万5,000円の追加になりまして、次のページに行ってくださいまして、説明欄のほうで、子ども・子育て支援交付金で、子育て支援の関係で11万7,000円、病後児保育のほうで2万2,000円の減、いずれも事業費の確定でございます。

6目で農林水産業費国庫補助金のほうが、補正額132万4,000円の減額でございます。農山漁村振興交付金の事業費の確定に伴います減額でございます。

8目で土木費国庫補助金2,864万4,000円の減額でございます。社会資本整備総合交付金のほうで386万4,000円、防災安全交付金のほうで2,478万円のそれぞれ事業費の確定に伴います減額でございます。

14款のほうに参りまして、14款1項3目で民生費県負担金でございます。補正額16万4,000円の減額でございます。児童手当の負担金でございますが、事業費の確定によります減額でございます。

5目で県移譲事務交付金でございます。40万1,000円の増、追加でございます。説明のほうへ行っていただきまして、県の人口動態統計調査移譲事務交付金の1万5,000円から一番下の液化石油ガス販売業者の登録等移譲事務交付金の1万7,000円まで、それぞれ交付額の増減によりまして調整をしておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、14款2項2目で総務費県補助金、補正額4万7,000円の追加でございます。自主運行バスの県の補助金の追加がございまして、補正をしております。

3目で民生費県補助金が235万6,000円の減額でございます。2節の福祉医療のほうで、福祉医療費助成事業補助金で211万7,000円と、事務費のほう運営費補助金で14万2,000円、それぞれ事業費の確定でございます。5節で児童福祉総務費補助金のほうでは子ども・子育て支援交付金、個々に連動しまして、支援のほうで11万7,000円の追加、それから病後児保育のほうで21万2,000円の減額でございます。一番下の児童福祉等対策事業補助金も2,000円の減額でございますが、病後児保育の関係の補助金でございます。

4目で衛生費県補助金1,000円の減額でございます。立入検査市町村交付金が減ったということで調整をしております。

6目で農林水産業費県補助金98万7,000円の減額でございます。農業委員会の交付金のほうで26万2,000円の追加交付、それから県単農業施設整備補助金のほうで124万9,000円の減額で、それぞれ事業費の確定でございます。

8目土木費県補助金1,433万3,000円の減額でございます。県単急傾斜地崩壊対策事業の補助金のほうが事業費の確定によりまして、調整をさせていただきまして。

10目で教育費県補助金で1万9,000円の追加。放課後子ども教室の推進事業の補助金のほうが追加されたための追加補正でございます。

続きまして、14款3項2目で総務費県委託金のほうでございます。補正額43万4,000円の追加でございます。参議院選挙、岐阜県知事選挙、それぞれ選挙の委託金が追加交付されたために追加補正をしております。20万4,000円と23万円でございます。

次のページで、16款1項2目で指定寄附金313万円の追加でございます。2節で総務費のほうでは、ふるさと思いやり基金指定寄附金のほうで2月分、3月分それぞれ多数の方からいただいておりますので、そちらのほうの補正をさせていただいております。

3節で民生費指定寄附金でございますが、保育園のほうの指定寄附をいただきまして、匿名希望様から1万円でございます。それから社会福祉医療施設整備指定寄附金のほうに神付の安江宏様から10万円の御寄附をいただきましたので、予算の手当てをしております。

6節農林水産業費指定寄附金ということで、豊かな森づくり基金のほうへ指定寄附を白草様から5万円いただきましたのでその分でございます。

10節で教育費指定寄附金ということで、白川町の鈴木様から1万円をいただいておりますので、予算を手当てさせていただいております。

17款のほうに行きまして、1項15目ふるさと思いやり基金繰入金、補正額70万円の減額でございます。当初、幾つか事業に充当を予定しております、その分事業費の確定によりまして若干減額をさせていただいたものでございます。

16目で消防活動基金繰入金で9万2,000円の減ということで、こちらのほうも当初15万円を見ておりまして、実際は5万8,000円の事業に充てたということで、残りの分を減額させていただきま

す。18款1項1目繰越金337万3,000円の減額でございます。収支のバランス調整によるものでございます。

続きまして、次のページで、19款4項4目で雑入でございます。201万9,000円の追加でございます。説明のほうへ行っていただきまして、消防団員退職報償金のほうが事業費の確定によりまして62万1,000円の減額、それから福祉医療費の過年度分の戻入金が86万4,000円の追加、日照木等用材林のほう154万2,000円の追加、障害者自立支援給付費国庫負担金の過年度分の精算金のほうが2,000円の追加、同じく県費の負担金のほうが1,000円の追加、廃棄ナンバープレートの販売代が1,000円の追加、可茂広域行政事務組合の分配金が17万8,000円の追加、美しい村づくり委員会の視察の参加費4,000円の追加、飛騨川下流域水上安全環境保全連絡協議会解散に伴います分配金が8,000円の追加、工事に係る業者の負担金の水道使用料4万円でございます。一番下の使用料につきましては、診療所の付近で工事がございまして、診療所の水道を工事に使ったということで、その分を使用料としていただいたものでございます。いずれも予算措置がない収入がございましたので、予算措置をさせていただいたものでございます。

それから、20款1項2目で村債のほうでございますが、総務債、補正額60万円の減額ござい

す。一般補助施設整備事業債、これは地方創生の林業・木材、建築関連育成事業に充てます地方債でございますが、60万円の事業費の確定となっております。減額補正をしております。

3目で民生債でございますが、160万円の減額でございます。こども等医療費のほうで140万、高齢者交流サロンの整備事業のほうで20万円、これも事業費の確定の減でございます。

6目農林水産業債でございますが、3,510万円の減額でございます。1節の過疎村債のほうで、中山間地域総合事業のほうで1,880万円、ライスセンター機械更新のほうで1,400万円の減。5節のほうで一般単独事業債ですが、自然災害防止事業のほうで230万円の減でございます。

8目で土木債2,880万円の減額でございます。過疎事業のほうでは、総合型の村営住宅の建設事業のほうで720万円の減、4節公共事業債のほうでは1,250万円、急傾斜、社会資本、防災安全それぞれ事業費の確定によります減でございます。6節で一般単独事業債のほうでは910万円で、これは急傾斜地のほうでございますが、事業費の確定によります減でございます。

9目で消防債が220万円の減でございます。6節で緊急防災・減災事業債、ヘリポート建設事業のほうですが、220万円の減額でございます。

10目で教育債のほうは350万円の減額で、過疎債でございますが、小学校の運動場整備事業のほうで10万円と、はなのき会館のほうで340万円の減、いずれも事業費の確定に伴う調整でございます。歳入は以上でございます。

続きまして、歳出のほうに参りまして、3. 歳出でございます。

歳出は、先ほど村長のほうの説明がございましたですが、事業費の確定に伴います減額補正が幾つか各所に出てまいります。一応基準としましては、節レベルで予算いたしまして10%以上、かつ10万円以上の不用額が見込まれるものについては減額補正ということで行っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2款1項1目で一般管理費、補正額62万5,000円の減額でございます。説明のほうへ行っていただきまして、総務一般管理費のほうで、まず電気料のほうで115万円の減額でございますが、決算見込みによる減でございます。負担金のほうで、白川・東白川地域公共交通活性化協議会の負担金12万7,000円の減額でございます。積立金、ふるさと思いやり基金の積立金のほうは296万円の追加でございます。これは寄附金の分をそのまま積み立てるというものでございます。職員厚生費のほうで負担金、職員定期健診の負担金が28万円の減、事業費の確定でございます。総務管理費のほうの各種負担金のほうで、補助金、自主運行バス運行補助金のほうは202万8,000円、事業費の確定によります減でございます。

5目へ行きまして財産管理費のほうが304万5,000円の減額でございます。説明のほうで、行政情報推進費のほうで、備品購入のほう庁内OAサーバー・ネットワーク機器のほうで191万5,000円の減額。総合行政情報システム運営費のほうで委託料、社会保障・税番号制度総合運用テストの支援委託料ですが60万1,000円の減額でございます。情報セキュリティ強化対策事業のほうは、ネットワークの設定変更のほうで52万9,000円の減額、いずれも事業費の確定でございます。

続きまして、2款1項6目の企画費、補正額が113万4,000円の減額でございます。説明のほうで、

日本で最も美しい村推進事業のほうでは、財源補正で雑入を4,000円見ておりましたのでそちらのほうでございます。みのかも定住自立圏の取組事業113万4,000円でございますが、合同研修・人材交流事業から一番下のみのかもつながる力創造事業までそれぞれ事業費が確定しましたので、減額補正させておっていただきます。

12目で地方創生事業費のほうで285万5,000円の減額でございます。地方創生、雇用促進事業のほうで補助金、従業員教育支援補助金111万3,000円の減額、事業費の確定でございます。美濃白川トマト販売促進事業の補助金のほうで、販売促進資材購入補助金のほうで22万円の減額。集落営農推進事業のほうで、補助金、集落営農推進事業費補助金のほうで10万円の減額。東白川茶販売促進事業のほうで、事業系の消耗品ですが40万円が不用になったということで減額をさせておっていただきます。そして、持続可能なネットワーク事業のほうでは、委託料、アンテナショップの運搬委託料が84万8,000円の減額、つちのこメンバーズカード事業のほうでは、カード事業ポイント還元つちのこ商品券のほうで17万4,000円、不用の部分を減額しております。地方創生、林業・木材、建築業担い手育成事業のほうですが、先ほど町債の第2表にございました60万円の財源のほうで、財源補正をさせておっていただきます。

2款2項1目税務総務費のほう、補正額がゼロ円で、税務総務費のほうで財源補正、その他のところでナンバープレート関係で1,000円の財源手当て。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額はゼロでございますが、こちらのほうも戸籍・住民基本台帳費のほうで、国・県支出金のところで32万7,000円、パスポート移譲事務交付金が追加交付となりましたので財源補正をさせていただきます。

2款4項2目で参議院議員選挙費のほうですが、補正額ゼロ、こちらのほうも委託金が20万4,000円の追加の財源補正。

5目のほうで岐阜県知事選挙費、補正額ゼロで23万円の委託費に係る財源補正でございます。

2款5項1目統計調査費、補正額はゼロでございます。人口動態統計調査に係る財源補正1万5,000円の追加で県支出金がありましたので財源補正をさせておっていただきます。

3款1項1目で住民福祉費、補正額がゼロでございますが、先ほど歳入のほうで説明をさせていただきました消費税の上乗せの3%分の社会保障財源の分ですが、国民健康保険特別会計や後期高齢者のほうに充当させていただきますので、そちらのほう20万7,000円を81万3,000円財源補正で減額をしております。

2目で福祉医療費359万1,000円の減額でございます。まず財源のところで、国・県支出金で220万円ほど、それから地方債のところも過疎のソフト事業で借りております分を減額しておりますし、あと社会保障財源の分で15万円ほど調整をさせておっていただきます。説明のところで、扶助費の事業費のほうですけれども、重度心身障害者医療費のほうで201万5,000円、こども医療費のほうで115万3,000円、母子医療費のほうで30万円、父子医療費のほうで12万3,000円、それぞれ事業費の確定によります減額させていただきます。

3目で保健福祉費7万円の減額でございます。説明のほうへ行っておっていただきまして、介護保険の

特別会計のほうは財源補正、社会保障財源でございます。

以下、次のページの中段まで7事業ほど、要生活支援者みまもり事業までが社会保障財源に係る財源補正でございます。

その下へ行きますと、障害児通所支援事業ですが、ことばの教室委託料15万3,000円、事業費の確定によります減額でございます。臨時福祉給付金の給付支援事業につきましては、前年度のいただいた補助金の精算ということでお返しする分でございますが、償還金のほうで8万3,000円を追加させておっていただきます。

4目へ行きますと、老人福祉費、補正額ゼロのほうでございます。こちらのほうも説明のほうへ行っておきますと、老人福祉一般から一番下の高齢者交流サロン運営費まで15事業ございますが、うち14事業につきましては社会保障財源の財源充当の調整でございます。それから下から2つ目の高齢者交流サロン整備事業のほうでは、20万円の地方債の減額の財源調整でございます。それからもう一点、一番上の老人福祉費一般のところは2万8,000円の追加に、その他のところで財源ですけれども追加になってございますが、先ほどの工事に係る水道の業者の負担分4万円の差し引きで2万8,000円がここでは追加になっておりますので、お願いしたいと思っております。

続きまして、3款2項1目で児童福祉総務費ですが、241万2,000円の減額でございます。説明のほうで、児童手当交付事業のほうで扶助費、児童手当142万円の減額で、事業費の確定でございます。子育て支援総合推進事業のほう賃金、臨時保育士賃金24万円の減額、役務費のほうでは病児・病後児保育看護手数料24万円の減額、備品購入費のほうでは病後児保育事業関連備品3万8,000円の減額、補助金のほうでは高校生の通学支援補助金が47万4,000円の減額で、いずれも事業費の確定に伴うものでございます。

2目認可保育所費、補正額1万円でございます。みつば保育園の運営費ということで、消耗品費で教材支援のこれは寄附金をいただいたものにつきまして、教材のほうを整備させていただくものでございます。

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費、補正額が10万円でございます。保健衛生総務費一般は積立金でございます。社会福祉医療施設等整備積立金で10万円を寄附金の収入をいただいたものを積み立てるものでございます。

4款1項2目で予防費、補正額20万円でございます。説明のほうで、20代・30代健診、がん検診、自殺予防につきましては、社会保障財源の財源補正でございますし、未熟児養育医療事業につきましては、養育医療給付費、扶助費のほうで20万円、事業費の確定によります減でございます。健康増進事業のところも社会保障財源の財源関係でございます。

3目で母子健康センター費、補正額がゼロでございますが、3事業ほどございますが、いずれも社会保障財源に伴う財源補正でございます。

5目で環境対策費、補正額が20万8,000円の減額でございます。自然保護事業のほうで、補助金、景観保全事業補助金のほうで20万8,000円を減ということで、事業費の確定に伴うものでございます。

6目で廃棄物対策費32万3,000円の減額でございます。説明のほうへ行っていただきまして、一般廃棄物対策事業のほうで、消耗品費で、パッカー車用消耗品で15万5,000円ほど不用ということで減でございます。補助金のほうは資源回収補助金16万8,000円の不用額の減でございます。廃棄物対策のところは財源補正で立入検査に係る国庫補助金の減でございます。

続きまして、6款のほうへ参りまして、6款1項1目農業委員会費でございますが、補正額がゼロということで、財源補正でございますが、国・県支出金のところで26万2,000円の増ということで交付金の追加交付があったものの補正でございます。

2目で農業総務費、補正額ゼロでございますが、こちらのほう農業総務費で移譲事務の交付金が若干減ったということで減額、国・県支出金のほうで5万9,000円ほど減をしております。

3目で農業振興費でございますが163万4,000円の減額でございます。まず一番上で、元気な農業産地構造改革支援事業のほうですが、財源のところは地方債でございますが、事業費の確定に伴いまして1,400万円の減でございます。農業振興費各種補助金のほうでは、野猪防護柵の設置補助金68万円の減、営農用施設等整備補助金のほうで23万4,000円の減、いずれも事業費の確定でございます。茶業振興対策事業の補助金で、村単茶樹改植事業補助金27万1,000円と防霜施設整備の補助金が44万9,000円、それぞれ事業費の確定によります減でございます。

5目で山村振興事業費131万8,000円の減額でございます。山村振興事業費一般のほうで補助金、施設改修補助金、こちらのほうは白川茶屋さんのほうの施設でございますが、不用額20万3,000円の減額でございます。農山漁村振興交付金事業のほうでは、まず報償費のほうで指導者謝金で24万円の減、パンフレットの作成費ということで21万7,000円の減、役務費のほうで郵便料14万4,000円の減、使用料のほうで機械借上料20万1,000円の減、次のページに行きまして、原材料費やサンプルの作成原材料が31万3,000円の減、いずれも事業費の確定に伴います減額でございます。

続きまして、6款1項7目で農地費、補正額が2,337万3,000円の減額でございます。農地総務費のほうで賃金、臨時の雇用賃金48万円の減額、工事請負費のほうで農地・農業用施設維持管理工事のほうで50万円の減、県単農業用施設整備工事のほうで312万1,000円の減額でございます。負担金のほうで、県営中山間地域総合整備事業のほうで負担金1,649万2,000円の減額、岐阜県土連のほうの特別賦課金のほうは11万7,000円の減、補助金のほうで、農用地有効利用促進事業補助金で266万3,000円の減額、それぞれ事業費の確定に伴うものでございます。

続きまして、6款2項1目で林業総務費のほうでございます。15万2,000円の減額補正でございます。林業総務費の旅費のほうで職員の普通旅費20万2,000円の減、積立金のほうで豊かな森づくり基金積立金に5万円の追加、これは寄附金の収入に伴う追加補正でございます。

2目で林業振興費のほう279万7,000円の減額補正でございます。次のページのほうに行ってくださいまして、説明欄で、一般林業振興費補助金の森林保育事業補助金のほうで14万3,000円の減額でございます。F S Cの森林認証管理事業のほうで消耗品費、F S C建築現場シートの12万円の減額でございます。危険木除去事業のほう委託料、危険木除去委託料のほうで29万5,000円の減額でございます。有害鳥獣捕獲事業のほうで有害鳥獣捕獲報償金のほう15万円の減額でございます。村

有林管理事業のほう委託料のほうで森林整備委託料が32万9,000円の減、工事請負費のほうで作業道維持修繕工事のほうで38万3,000円の減額、公有財産購入費のほうで山林の購入費ですが125万9,000円の減額、負担金のほうでは作業道管理負担金が11万8,000円の減額、それぞれ事業費の確定に伴うものでございます。

3目林道総務費のほうですが194万9,000円の減額でございます。林道総務費使用料のほうで林道・治山維持修繕機械借上料のほうで16万3,000円の減、工事請負費のほうで村単治山工事のほうで178万6,000円の減額でございます。

次のページに行ってくださいまして、7款でございます。

7款1項1目商工振興費で30万円の減額でございます。商工振興費一般のほうで補助金、商工業設備資金利子補給補助金のほうですが30万円の減額、事業費の確定でございます。

8款1項1目で土木総務費35万1,000円の減額でございます。土木総務費一般の超勤手当のほうですが決算見込みによりまして35万1,000円の減額調整でございます。

2目で地籍調査費のほう28万1,000円の減額でございます。補助対象外事業のほうで測量機器リース料のほうで28万1,000円、事業費の確定に伴います減額をさせていただいております。

続きまして、8款2項1目で道路橋梁維持費のほうで、補正額が3,961万8,000円の減額補正でございます。道路橋梁維持事業のほうで委託料、村道日照木等除去委託料のほうで17万5,000円の減、柏本本線の拡幅改良測量調査委託料のほうで15万2,000円の減額でございます。負担金のほうで県道改良・舗装・橋梁整備事業負担金は155万4,000円の減額、黒川東白川照明器具電気代負担金のほうが52万7,000円の減額でございます。補償でございますが、日照木等の補償費ということで23万円の減額で、事業費の確定に伴うものでございます。社会資本整備総合交付金事業のほう工事請負費のほうで杉林線道路改良工事549万9,000円の減額でございます。補償補填及び賠償金のほうで水道移転補償費ですが41万2,000円の減額でございます。防災安全交付金事業のほうでは委託料、路面損傷調査委託料のほうで28万8,000円の減、魚戸線他の落石対策設計委託料のほうで698万8,000円の減額、魚戸線登記の委託料10万円の減額でございます。工事請負費のほうでは、路面修繕工事のほうで1,550万5,000円の減額、杉本線外橋梁修繕工事のほうで788万8,000円の減額でございます。補償補填及び賠償金のほうで、魚戸線の用地補償費ですが30万円の減額、いずれも事業費の確定に伴うものでございます。

次のページで、8款3項2目で住宅建設費のほうですが、補正額が87万7,000円の減額でございます。村営住宅単独建設事業のほうで委託料、集合型村営住宅工事施工管理委託料のほうが59万円の減額で、住宅景観等支障木除去委託料のほうが12万2,000円の減額、工事請負費のほうでは、集合型村営住宅建設工事のほうで16万5,000円の減額補正でございます。

続きまして、8款4項1目で河川砂防費のほう、補正額が2,465万円の減額補正でございます。説明のほうで、河川砂防事業の工事請負費のほう河川維持修繕工事のほうで30万5,000円の減額、負担金のほうでは、公共急傾斜地崩壊対策負担金のほうで85万円の減額でございます。河川砂防事業の県単急傾斜地崩壊対策のほうでございますが、工事請負費で県単急傾斜地崩壊対策工事費

2,349万5,000円の減額補正でございます。

9款のほうへ参りまして、9款1項1目で非常備消防費でございますが、補正額8万円の減額でございます。消防総務費の団員報酬のほうで18万9,000円の減、決算見込みに伴うものでございます。負担金のほうでは、煙火消費の許可等移譲事務負担金から一番下の液化石油ガス販売業者の登録等移譲事務負担金までそれぞれ移譲事務交付金が県から追加で交付されましたものにつきまして計上させていただきます。

3目で災害対策費のほうですが223万7,000円の減額でございます。災害対策費のほうで工事請負費、ヘリポート建設工事のほうで223万7,000円の減額、事業費の確定に伴うものでございます。

10款のほうへ行きますと、10款2項1目学校管理費のほう、補正額はゼロでございます。小学校施設営繕費で運動場の整備の起債ですが、過疎債ですけれども財源補正10万円を減らして一般財源を同額ふやしております。

続きまして、10款3項2目で教育振興費のほうで、補正額1万円でございます。教材用の消耗品を1万円追加しておりますが、寄附金をいただいたものにつきましての教材の整備でございます。

10款4項1目で社会教育総務費のほう、補正額ゼロで、放課後子ども教室推進事業でございますが、補助金のほうは1万9,000円ほどふえてきたということで財源補正をしております。

2目で公民館費のほう、補正額ゼロでございます。はなのき会館の管理費で大規模改修に伴います過疎債でございますが、340万円ほど減額で調整をさせていただいております。

11款1項1目で農業用施設災害復旧費のほうで28万4,000円の減額でございます。農地・農業用施設災害復旧事業のほうで、工事請負費、村単神付農地災害復旧工事のほうで28万4,000円、事業費の確定に伴います減額をさせていただきます。以上でございます。

#### ○議長（服田順次君）

村民課長 今井明德君。

#### ○村民課長（今井明德君）

専第4号 平成28年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）。平成28年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,491万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条の第1項の規定により専決処分する。平成29年3月31日、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略しまして、7ページから御説明をいたします。

2. 歳入。

7款1項1目繰越金、補正額が9万円です。前年度繰越金です。

8ページに移りまして、3. 歳出。

1 款 3 項 2 目認定調査等費、補正額 9 万円。認定調査費の臨時雇用賃金の支出見込みによる増額補正です。以上でございます。

○議長（服田順次君）

建設環境課長 今井義尚君。

○建設環境課長（今井義尚君）

専第 5 号 平成28年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）。平成28年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億7,953万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分する。平成29年 3 月31日、東白川村長。

次の、第 1 表 歳入歳出予算補正及び説明資料の歳入歳出補正予算事項別明細書を省略させていただきます。7 ページの歳入から説明いたします。

歳入。

1 款 1 項 1 目使用料、補正額60万円の減額というところで、説明のところに、水道使用料の現年度分でございますが、当初見込みよりも給水人口が減ったというものと、水道節水機器等の普及が多かったというようなことで60万円の減額補正ということになりました。

次に、3 款 1 項 1 目繰越金、補正額113万5,000円ということで、これは前年度繰越金でございます。これは収支の調整を図るものでございます。

次に、4 款 1 項 1 目利子及び配当金、補正額1,000円。これは水道基金利子によるものでございます。

次に、9 款 1 項 1 目雑入、補正額128万円の減額。これは水道管の移転補償費の減額というようなことで、国道256号線及び越原・付知線、村道杉林線等工事費が確定しましたことによる補償費の減額でございます。

次に、歳出で、1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額ゼロということで、これは財源補正によるものです。

2 款 1 項 1 目東白川簡易水道建設事業費、補正額41万2,000円の減額補正ということで、これは説明のところにありますように、杉林線水道管移転補償工事に伴う工事完了に伴う確定による減額でございます。

次に、3 款 1 項 1 目施設維持管理費33万2,000円の減額補正ということで、これも施設補償工事ということで、これにつきましては、越原・付知線水道管補償移転工事の完了に伴う確定による減額補正でございます。以上が簡易水道特別会計でございました。

次に、専第 6 号 平成28年度東白川村下水道特別会計補正予算（第 4 号）。平成28年度東白川村下水道特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,630万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成29年3月31日、東白川村長。

次の第1表 歳入歳出予算補正及び説明資料の歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読は省略させていただきます。説明資料の7ページの歳入から説明いたします。

4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円。集合型合併浄化槽基金利子でございます。

次、歳出。

2款1項1目施設維持管理費で、補正額1,000円。これにつきましては利子がついたということで消耗品費、保守管理消耗品の補正でございます。以上でございます。

以上が、下水道特別会計でございました。

#### ○議長（服田順次君）

診療所事務局長 伊藤保夫君。

#### ○診療所事務局長（伊藤保夫君）

専第7号 平成28年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）。平成28年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,475万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成29年3月31日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略しまして、同じく5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の朗読も省略させていただきます。7ページ、歳入から説明いたします。

1款1項4目保健予防活動収益、補正額24万円の減額でございます。これにつきましては、病児・病後児保育の受託料の分ということで、病児・病後児保育がなかったということで教育委員会のほうも臨時賃金が減額に伴います受託料の減額でございます。

6款1項1目繰越金、補正額24万円。前年度繰越金24万円。これも病児・病後児保育の受託料に伴います財源補正でございます。

8款1項1目指定寄附金、補正額15万円。説明でございますが、診療所施設整備指定寄附金をそれぞれ陰地の金尾様、日向の斉藤様、黒渕の桂川様からそれぞれ5万円ずついただきました15万円でございます。

続きまして、3の歳出でございます。

2款1項2目医療管理費、補正額ゼロ。これにつきましては、医療事業に伴う財源補正ござい

ます。

3款1項1目基金積立金、補正額15万円。医療設備等整備基金積立金3件、指定寄附をいただいたものを15万円積み立てるものがございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

専第8号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,688万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成29年3月31日、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略して、7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

5款2項1目雑入、補正額が1,000円です。これにつきましては、説明にありますとおり保険料返還不能分です。お亡くなりになった方の保険料が家族の方などに返還するものですが、全く身寄りのない方がお亡くなりになったため保険料が返還できなくなったため雑入に計上するものです。

8ページに移りまして、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額1,000円。歳入歳出予算を増額するために、郵便料を増額補正するものです。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

冒頭のところで、歳入歳出をそれぞれ1億1,400万円ほどの減額をしということでお話から始まっておるわけなんですけれども、かなりの大きな金額で、予算ではありますけど、決算という意味合いも含まれておりますので、少しお伺いをしたいと思います。

サービス事業等、福祉関係とか人数の確定であるとか、そういったことの事業確定によるというところは理解できるんですが、まずもって大きいのが土木費だと思うんですが、6,500万ほど減っておるわけなんですけれども、こういったところが交付金が減ったから事業ができなかったのか、

それとも入札差金等が大きかったから金額が減ったのか、この点をまずお伺いしたと思います。

○議長（服田順次君）

建設環境課長。

○建設環境課長（今井義尚君）

それぞれ国のほうに要望を出しまして、交付金等が内示という形で確定しまして、あと去年は2次補正とかいうものがありましたけれども、それぞれよくついたものもありますし、つかなかったほうが多かったというようなことで、その分が、今回大きな減額補正という形になっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

ということですが、当初の予算時はこれぐらい事業できるだろうと思って見越してみえて、全然手をつけられなかった事業も多分あるということなのかどうかということをお伺いしたいということですが、私どもはある程度予算の段階でこういう事業がありますよということでお伺いしているわけなんですけど、それをやはり承知しておって全然できなかったよと、手がつかなかったよという事業があるということはやっぱり知っていないと、予算を通したという立場から言うとちょっと問題かなと思いますので、そういうのがあったかどうかということと、そのあたりについて課長のほうからと、もしその続きがあればまた村長のお考えも伺いたいと思いますが、まずは手をつけられなかった事業があるかということ、その点についてお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

建設環境課長。

○建設環境課長（今井義尚君）

全然手をつけなかった事業というものはございません。それなりに事業をこなしておりますので、そういうことでございます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

予算編成の方法というか、各こういった交付金、補助金等の獲得のための手段として、やはり国から県へおりてきて何%というようなふうになりますので、最初から額が小さいと実施できる額も少なくなりますので、ある程度予算の段階で、何メーターやるよということで積算して要望します。しかし、社会資本整備総合交付金等も幾らと決まったけれど、各市町村へ割るときに何%ぐらいというような率で査定をされてきますので、その分のメーターしかやれないという形になります。したがって、あんまり小さい要望ではなかなか進捗も、できる限りとっていきたいということです。しかも補正がいつあるかわからないという状況が交付金等がありますので、ことしは9月に1回あったということですが、場合によると12月にあることもありますので、予算枠としては確保してお

いて、最終的な確定で減額をさせていただくという手法をとるのが一番ベストだと思っておりますので、そういう運営をしております。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

1番 今井美和さん。

○1番（今井美和君）

一般会計の21ページ、説明の上から7番目の障害児通所支援事業のこたばの教室の委託料のことなんですけど、ちょっと説明だけしていただければいいんですが、マイナス15万3,000円ということで、これは白川町との均等割なのか人数割なのか、人数割なら実際この村から何人行ったのかということをお聞きしたいんですけど。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長。

○診療所事務局長（伊藤保夫君）

こたばの教室の委託料につきましては、こたばの教室では通常の運営については扶助費の収入がほとんど9割以上占めておりまして、その不足する分について白川と東白川でそれぞれ子供の人数案分に応じて委託料を見ておるわけですが、一昨年も最終的に委託料がゼロで終わったということで全て扶助料等の収入等で賄えたということで、今年度も3月で来まして、最終的にそれぞれ双方の委託料を使用しなくてもよかったということでマイナスさせていただいたものでございます。

○議長（服田順次君）

ほかに。

[挙手する者あり]

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

ちょっと細かいんですけど、28ページのところで、白川と東白川の照明器具の交付金の負担金の、これトンネルだと思えるんですけど、この負担金も面積というか距離に、トンネルの長さによって決まっておると思えるんですけど、毎年ほぼある程度負担金の中のあれは大体計算できると思えるんですけど、50万ぐらいも違うということは何か計算がちょっとあれなのか、照明も電気量も大体常時決まっておると思えるんですけど、どうしてこんな負担金が減額になるのかちょっとお聞きします。

○議長（服田順次君）

建設環境課長。

○建設環境課長（今井義尚君）

一応1,200メートルほどありますけれども、そのうちの6割が白川分、4割は東白川分となって

おりまして、昨年は保守点検料というもの、中の照明なんかの保守点検料でございますけれども、その辺が白川と分配をしているわけですが、そのところが白川のほう側の発注のミスというかでやらなかったということで、その分が50万円の減額という形でございます。

電気代も昨年は少し下がっておるところもあったというところもありますけれども、そういうところが今回の減額につながっておるところでございます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

今の関連なんですけど、ということは今回の予算で組み込まれているということでいいんですかね、保守点検。

○議長（服田順次君）

建設環境課長。

○建設環境課長（今井義尚君）

今回は一部組み込まれているというところでございます。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、専第2号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから専第8号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの7件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第2号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから専第8号 平成28年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの7件については、原案のとおり承認されました。

---

◎議案第35号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第4、議案第35号 東白川村交流サロン設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

診療所事務局長。

○診療所事務局長（伊藤保夫君）

議案第35号 東白川村交流サロン設置条例の一部を改正する条例について。

東白川村交流サロン設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成29年4月24日、東白川村長。

東白川村交流サロン設置条例の一部を改正する条例。東白川村交流サロン設置条例の一部を次のように改正する。

ということで、新旧対照表の2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第2条でございますけれども、名称及び位置は次のとおりとするということで、4ページをごらんいただきたいと思います。

現在、サロンとして神土高齢者交流サロン、位置が神土587番地5というふうになっておるの、今回、五加交流サロンを追加しまして、東白川村五加897番地とするものでございます。

続きまして第10条でございますけれども、10条の第3項でございますが、現行はサロンを使用する者は、別表第1項に掲げる使用料を納めなければならないというところでございますが、第3項のところを神土高齢者交流サロンをというふうにさせていただきまして、既存の第4項、5項をそれぞれ繰り下げて5項、6項としまして、新たに第4項としまして五加交流サロンを使用する者は、別表第2に掲げる使用料を納めなければならないというところで、5ページをごらんいただきたいと思います。

ここでは五加サロンの使用料というところで、一般使用の場合、和室がそれぞれ午前9時から利用から、全日の午前9時から午後10時までというような利用、あと多目的スペースということで同じく利用料を上げさせていただいております。あと口としても、営利、政治及び宗教的な目的で使用する場合ということでそれぞれ上げさせていただいております。今回、使用料につきましては、神土高齢者交流サロンのそれぞれ和室の使用料と、神土高齢者交流サロンの談話スペースの全室の使用料をそのまま当てはめさせていただいたものでございます。

それではもとに戻っていただきまして、附則、施行期日、この条例は、平成29年6月1日から施行する。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今回の条例にてサロンが確定するという事は、条例で名称が、条例文であります通称とは違うと思えますけれども、今までこのサロンにつきまして「高齢者」がつくのかつかないのかということは、特に議論をされてきたわけではありませんが、神土のほうには高齢者について、五加のほうにはあえて高齢者がついていないという形で進められているわけで、この条例文が確定するわけですが、この辺のちょっと名称の確定で高齢者のつく、つかないのあたりのちょっと御説明をいただければと思います。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長。

○診療所事務局長（伊藤保夫君）

五加サロンにつきましては、五加サロンをつくる建設の段階で、五加区の運営委員会の方からいろんな御意見を伺う中で、ここであえて高齢者サロンに高齢者をつくるかつかないかということ議論したことはありませんけれども、五加については、高齢者の老人クラブを含む高齢者の方も御利用いただくのはもちろんですけれども、そのほかに団体のかくれんぼさんとかその他子ども会さんとかいろんな方の利用いただくことを想定しまして、あえて高齢者ではなくて、広く五加交流サロンという名称でいってはどうかというようなことで、今回、五加交流サロンというふうにさせていただきますというところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

ただいまの説明のままを今度とりますと、じゃあ神土のほうはせっかくなんだけど、ここで高齢者を取って名称を改めるという考え方はなかったのかというところ。要は、現状でお年寄りだけを、高齢者だけを目的としていないということは、もう既に神土のサロンの使用状態を考えたり、それから交流の意味合いを考えた場合、同じ趣旨でいけるはずのような気がするんですが、この辺の名称の見直しということは考えられませんか。

○議長（服田順次君）

村長。

○村長（今井俊郎君）

考えておりませんでした。しかし、今、桂川議員の御指摘にもあろうかなというふうには思いました。運営について、このことが、さほど私の考えではそこまでするものではないということで、あえて条例までなぶらなかったということですが、実態がこのことによってすごく阻害されるということがあったら条例のほうも改正、神土についてみんなが広く使えるようなサロンにしましょよという趣旨に広げていきますが、まだ1年目でございますし、神土の場合は、立ち上げるところはやはり高齢者のための福祉の増進ということで進めてまいりましたので、そのまま残したという

形です。今後検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

別件での質問になります。

使用料につきまして、別表第2の一番下を書いてあります冷暖房につきましての50%加算徴収というのがあると思います。これ今までの全ての公共施設においての一定のルールでここまでたどり着いたもので、また右に倣えでやっているものだと思いますが、今回の交流サロン等も含めましてですけれども、今後、利用者というのがやっぱり少子・高齢化が進んできました折に、余り利用者負担がふえ過ぎて利用度が下がる可能性がある、それからもしくは冷暖房につきましては、我慢して使うことで安くなるということが起きたりするということを考えますと、そろそろ冷暖房費を50%も取るというべきか、50%どころか逆に取らない方向、もしくはもう少し安い固定費で取っていかないと、大きいホール、高いホールを使ったときには高い使用料を払ってしまうとか、それから春秋に使っている方は安く使えて、夏と冬の方は高くなってしまいうことは、本当に受益者負担の考え方からいうと、冷暖房というのは果たして受益なのかどうかということも含めましてですけれども、ちょっと今回はこの条例はこれで右に倣えでいくんですけれども、全ての公共施設も含めて今後見直していかれるような考え方があるかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長。

○村長（今井俊郎君）

検討させていただきます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号 東白川村交流サロン設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号 東白川村交流サロン設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第36号及び議案第37号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第5、議案第36号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第1号）から議案第37号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの2件を補正関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

議案第36号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第1号）。平成29年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,072万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年4月24日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読及び5ページの事項別明細書の1. 総括の説明を省略させていただきまして、7ページの2. 歳入からお願いいたします。

2. 歳入。

9款1項1目地方交付税、補正額162万円の追加でございます。収支のバランスをとるための補正でございます。

19款4項4目雑入、補正額10万円。説明のほうへ行っていたらきまして、とうしん地域振興協力基金助成金ということで、東濃信用金庫さんのほうからつちのこフェスタのほうに5万円、お松さま祭りのほうに5万円補助金をいただきましたので、予算措置をさせていただいたものでございます。

歳出のほうでございます。

3. 歳出。

7款1項2目地域づくり推進費、補正額10万円。説明のほうへ行っていたらきまして、イベント支援事業のほうで補助金、イベント支援補助金ということで10万円でございます。つちのこフェスタの実行委員会、お松さま祭り実行委員会、それぞれ5万円ずつの補正でございます。

10款1項2目で事務局費、補正額が162万円でございます。教育委員会事務局費の賃金、臨時雇用賃金で162万円の追加でございますが、人事におきまして当初予算の時点では教育委員会のほうに正職員の配属を予定しておりまして、当初予算上もそうなっておりましたが、現実、臨時職員で

の配属となったために予算措置をすることになったものでございます。

なお、人事異動に伴います全体の予算の調整につきましては、6月の補正で行う予定にしておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 伊藤保夫君。

○診療所事務局長（伊藤保夫君）

議案第37号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）。平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,911万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年4月24日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読と5ページ、6ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきまして、7ページの歳入から説明させていただきます。

6款1項1目繰越金、補正額71万1,000円。前年度繰越金。歳入歳出の予算調整をさせていただくものでございます。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額71万1,000円。総務一般管理事業で特定建築物定期報告書作成業務委託料71万1,000円でございます。これにつきましては、建築基準法の一部改正が昨年ございまして、定期報告を要する建物としまして、今回新たに診療所の老人保健施設が該当になったものでございます。今までは、その用途に供する床面積の合計が500平米を超えるもので3階以上の階に入院するというものでございましたけれども、変更がありまして2階にある当該用途床面積が300平米以上のものということになりまして、村の老人保健施設が該当になったということでございます。

これについては大変申しわけない話ですけれども、改正が昨年6月にあって通知がこちらへ来たのが10月というようなことで、これについてことしの5月31日までに報告を求めなければいけないということで、この報告について見積もりといたしますか、それをとるのをちょっと怠っております、実際調査をするに当たりまして見積もりをとったところ、今回のような金額になったというようなことで、この臨時会の補正に出していただくことについては大変申しわけなく思っておりますが、今回初めてということで、高所作業車等によります打設の調書とか、現場での図面作成、報告書業務等に費用がかかったということで71万1,000円上げさせていただきました。これについては3年に1回の、次回については3年先というような調査になりますけれども、一応これを受けないと不適合ということで名前が出るというようなことにもなりますので、今回この委託料について認めていただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般会計の実は歳入の段階で、東信さんから助成金をいただけるということはまことにありがたいことなのですが、今までのこの手の助成金をいただいたときに処理の方法でちょっと御質問したいんですけど、今回、歳出のほうが事業費の増額ということになっています。過去いろいろ見ますと財源補正の場合と増額の場合の2種類に分かれているような気がするんです、こういう場合に。今回は財源補正ではなくて、あえて事業費の増額にという選択をなされた理由をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（今井 稔君）

イベントのほうもいろいろ予算を組んでやってきておるんですけども、残る金額というか、最近非常につちのこフェスタに限っては、まず大勢の方々が見えておる分またそういうふうになりますと、警備のほうとかそういったものにお金がかかってしまうと、予想外のお金が、支出が出るようなことがあります。そんなことから、つちのこフェスタは従来どおりの一般会計で予算を組んでいただいておりますけれども、やはりそういった5万円でも実行委員会のほうにいただきたいというような分もありますし、また冬のイベントのほうもお松さまのほうも結構最近ぎりぎりのところで運営をしておりますので、何とかその分をいただきたいというようなことがありまして、今回歳入だけでなく、支出のほうも……。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

僕自身は、実は前々からふるさと納税ですとか、寄附金等は、今、課長側の説明していただいたような使い方をぜひしてほしいとは願っていましたが、判断基準についてちょっと曖昧な部分をいつも感じていましたので、ふるさと納税、寄附金等が行われたときにも、今回のイベント支援でありますように、余裕がない予算のところへそういうものがありがたく使われるような方向性というのは模索していってもらえないかと思っておりますので、今後、例えばもう少しわかりやすい基準等を一般の方にもお知らせをすることで寄附がふえる、要は自分の寄附金と助成金等がふえていくような方向性というのを見出してもらえないかと思っておりますので、ちょっとこれについては今後の考え方等も村長にちょっと伺っておきたいと思っておりますので、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長。

○村長（今井俊郎君）

それぞれのイベント、本当にボランティア活動等も含めて大変な御尽力をいただいております。しかし、村の財源も厳しいということがあって、今回はこういう措置をさせていただきます。

今の議員の質問については、ケース・バイ・ケースかなという答えなんです。というのは、やっぱり収支報告書もしっかりと検討をさせていただく必要もありますし、その年のその事業、そのイベント、あるいはいろいろな事業の内容についても精査をさせていただいて、現場の意見を尊重するというスタンスは持ってやりたいと思います。ただ、基準と言われても明確な査定はしなくて、これは我々のほうの行政を執行するところで判断をさせていただく必要があろうかなと思っております。予算という形で御審議をいただくという形でいいのではないかと思います。

もう一回繰り返しますけれども、基準を設けることはしませんが、イベントごとの収支のバランス、それからやりたい内容について精査させていただいて、財源がとれるものはとっていききたいというふうに思います。また、御質問の提案の中にあつたように、これからもそういう寄附がいただけるように、情報発信等は十分留意をしながらやっていきたいと。

それから、話はちょっと飛びますけれども、ふるさと納税これについては平成29年度予算、かなり使わせていただく予算を組ませていただきました。これは早目に皆さん方の意思を尊重して村政に生かしていただくという趣旨で財源措置を随分使わせていただいたということで御理解をいただきたいと思っています。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

最後の国保診療所特別会計のところで、今説明していただいたんですけど、昨年6月に改正があつて報告が来たのが10月で、今回取り忘れた、それは補正を認めないというわけにはいかないと思うので、やっていっていただきたいと思うのですが、アンテナをちょっと広げてもらって、早目にやっていただきたいなと思います。

この71万1,000円なんですけど、結局2階の300平米を直していかないと認可がおりないということなんですけど、見積もりだけでいいのか、5月31日までにやってしまわないとだめなのかはどういうことなんでしょうか。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長。

○診療所事務局長（伊藤保夫君）

一応、今回お認めいただければ、5月31日までに調査業務をして報告書をつくって提出してまでやってしまわなければいけないということでお願いしたいかと思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第1号）から議案第37号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第36号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第1号）から議案第37号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの2件は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩とします。11時15分までとしますのでよろしくお願ひします。

午前11時03分 休憩

---

午前11時15分 再開

#### ○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま樋口春市君から副議長辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第7とし、議題としたいと思ひます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

全員異議なしと認め、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第7とし、議題とすることに決定しました。

---

#### ◎副議長辞職の件

#### ○議長（服田順次君）

追加日程第7、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、樋口春市君の除斥を求めます。

[副議長 樋口春市君 退場]

書記に辞職願を朗読させます。

#### ○議会事務局次長（安江由次君）

辞職願。

このたび、東白川村議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願いいたします。平成29年4月24日、東白川村議会副議長 樋口春市。東白川村議会議長 服田順次様。以上です。

○議長（服田順次君）

お諮りします。樋口春市君の副議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので、起立によって採決します。

樋口春市君の副議長の辞職を許可することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立がありません。したがって、樋口春市君の副議長の辞職は、許可しないことに決定しました。樋口春市君の除斥を解除します。

〔副議長 樋口春市君 入場・着席〕

樋口春市君に、副議長の辞職が許可されなかったことを報告します。

ここで、樋口春市君に御挨拶をいただきたいと思います。

○副議長（樋口春市君）

ただいまは副議長の辞職に伴いまして不採択ということで、大変重くこの結果を受けとめております。いわゆる議員の今後議会改革もしっかりと進めていけという思いも含まれているものということに重く受けとめております。

今後、この1年間だけでしっかりと村民の皆さん方に認めていただけるように議会改革も進めてまいりたいと思いますので、議員の皆様方には、今後ともより一層の御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

また、村長を含め議員の皆様方につきましては、もう残り1年の任期となりました。村民の期待にお応えするためにもしっかりと議員の皆様方の議員活動を進めていただきたいと思います。

また、幹部職員の皆さん方におかれましては、村民のために一日の業務を行っているということをしつかりと認識していただき、最少で最大の効果を生むような今後努力をしていただきたいということもここでお願いをしておきまして、ことし1年間の皆さん方の御協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げまして、副議長就任の挨拶にかえさせていただきます。どうか1年間よろしく申し上げます。

○議長（服田順次君）

ただいまの副議長の私約交代に伴い、慣例によりまして常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第8として、常任委員会委員の選任を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第8として、議題とすることに決定しました。

---

◎常任委員会委員の選任の件

○議長（服田順次君）

追加日程第8、常任委員会委員の選任の件を議題とします。

お諮りします。総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員は、東白川村議会委員会条例第7条の規定により、1番 今井美和議員から7番 安江祐策議員までの全員を指名したいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に、議員控室にて各常任委員会を開き、東白川村議会委員会条例第8条第2項の規定により、正・副委員長の互選を行ってください。互選に当たっては、議会運営委員会を考慮に入れてください。お願いします。

午前11時21分 休憩

---

午前11時24分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

全員お集まりですので、総務常任委員会の正・副委員長並びに産業建設常任委員会の正・副委員長の互選結果を書記より報告させます。

○議会事務局次長（安江由次君）

総務常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果並びに産業建設常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務常任委員長に安江祐策議員、同副委員長に今井美和議員、産業建設常任委員長に今井美道議員、同副委員長に今井保都議員です。

以上で報告を終わります。

○議長（服田順次君）

以上のとおり総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の正・副委員長が決定しましたので報告します。

お諮りします。常任委員会の再編成に伴い、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第9として、議会運営委員会委員の選任を行いたいと思いません。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第9とし議題とすることに決定しました。

---

◎議会運営委員会委員の選任の件

○議長（服田順次君）

追加日程第9、議会運営委員会委員の選任の件を議題とします。

議会運営委員には、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、2番 今井美道議員、4番 樋口春市議員、7番 安江祐策議員を指名したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。今井美道君、樋口春市君、安江祐策君の3名を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に委員会室において議会運営委員会を開催し、正・副委員長の互選を行っていただきます。

なお、議長は法第105条の規定に基づき、委員会に出席します。

午前11時26分 休憩

---

午前11時29分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

正・副委員長の互選結果を書記に報告させます。

○議会事務局次長（安江由次君）

議会運営委員会委員長並びに同副委員長の互選の結果を報告いたします。

議会運営委員会委員長に安江祐策議員、同副委員長に今井美道議員です。

以上で報告を終わります。

○議長（服田順次君）

以上のとおり議会運営委員会の正・副委員長が決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（服田順次君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。平成29年第2回東白川村議会臨時会を閉会とします。

午前11時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員